

事務連絡
令和4年12月12日

各小中学校長 殿

学務課長 近藤 直
教育指導課長 山縣 弘典

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

標記の件について、令和4年11月29日付事務連絡「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」において、文部科学省から、飲食の場面における感染対策等について改めて取扱いが示されたことや都立学校のガイドラインが改定されたことを踏まえ、本市における新型コロナウイルス感染症対策等について、下記のとおり運用いたしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 学校における感染症対策と学校運営に関するガイドラインについて

原則として、東京都における「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を準用し、本市のガイドラインとします。

※最新版のガイドラインと主な改定内容を校務支援システムの掲示板上に掲載します。

2 ガイドライン改定を踏まえた今後の対応

(1) 給食時における会話について

正面に向かい合わないような座席の配置や適切な換気の確保等の措置を講じたうえで、基本的に給食時における会話を可能とします。

※大声での会話は控えるよう指導するとともに、喫食後の歓談時にはマスク着用をご指導ください。

(2) おかわり時の配食方法について

これまでの教職員による配食に加え、児童・生徒自身によるおかわりの配食を可能とします。

※配膳台周辺が密にならないよう配慮するとともに、配食時に配食用のお玉やトンゴが児童・生徒の食器に触れないよう注意してください。

(3) メリハリのあるマスクの着用について

児童生徒等の心情等に適切な配慮を行ったうえで、各学校においてマスクを外す場を設定するなど、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用について指導します。

(裏面あり)

3 運用開始日時

令和4年12月13日（火）より運用します。

3 その他

本通知における変更内容等について、東京都作成のチラシ等を活用し、各ご家庭への周知をお願いいたします。

【本件担当】

学務課保健給食係 042-420-2825

教育指導課指導主事 042-420-2827